

令和5年3月定例会 議案第28号（概要）

《デジタル市役所推進室》

① 議案第28号

「北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」

1 改正概要

福岡県の定める重度障害者の医療費の助成に係る居住地特例の範囲が、国の障害者総合支援法の改正を踏まえて拡大されることに伴い、本市においても同居住地特例の範囲を拡大することとしている。

については、事務の実施に必要となる他都市の介護施設等に入居している情報などについて、マイナンバーを用いて執行機関（市長部局）内で情報のやり取りを行う（以下「庁内連携」という。）ため、北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する。

2 改正理由

庁内連携を行うことができる特定個人情報（他都市の介護施設等に入居している情報など）を追加するため、条例の一部改正が必要となるもの。

3 法律と条例の体系

【番号法で定めている内容】

- ①マイナンバーを利用することができる「事務」
- ②自治体間等で情報連携できる「事務」及び「特定個人情報※」

【条例で定めている内容】（法9条2項の規定による）

- ①北九州市が独自でマイナンバーを利用することができる「事務」
- ②執行機関内（今回は市長事務部局内）で庁内連携できる「事務」及び「特定個人情報※」

※特定個人情報：マイナンバーと紐づけて管理される情報

<庁内連携の目的>

庁内連携により、例えば、福祉関係の手続きの際に、税証明の提出が不要となるなど、市民の利便性が向上する。

※従来から、市民の利便性向上等のため、本人同意に基づき税情報などを庁内でやり取りしていたが、番号法の制定により、マイナンバーに紐づく情報を庁内連携する際には、条例に規定することが必要となった。

4 施行期日

令和5年4月1日